

本提出書類は、一部情報について、法人からの申出により非公開とすることについて相当の理由があると認められたため、一部非公開としております。

東京都生活文化局

都民生活部

管理法人課

NPO法人担当

令和6年(2024年)度 事業報告書

1 事業の成果

相談支援チーム 事業報告

4月1日から3月31日の新規相談人数は3,528人が寄せられた。新規相談月平均280件ほど寄せられ、2025年に入ってから3か月連続で390人を超えている。前年度の新規相談件数は1,867人のため、前年度比1.8倍の新規相談者数であった。

前年度急増したセクストーション（性的脅迫）に関しては、今年度も増加傾向にある。セクストーションは、SNSやマッチングアプリ、ゲームチャットなどを通じて知り合った相手から「裸の写真を送れ」と脅されたり、既に送ってしまった画像をもとに「友達にばらす」「拡散する」と金銭や追加の画像を要求される被害である。セクストーションの相談中でも多くを占めているのが、前述したツールを利用して出会った相手とビデオ通話で自慰行為を見せ合う等した後、相手からその様子を録画され拡散する代わりに金銭を要求されるといったセクストーションである。金銭セクストーションの場合、相談にこられる8～9割が男性である。この場合、セクストーションの被害に遭った相談者は“被害者”であるが、その本人が相手に対し性的な行為を見せること、映像を送ることを要求している場合、本人を性暴力が行っていることになる。このように、相談者が「被害者であると同時に加害者でもある」という傾向がみられる。

児童においても被害を受けた側だけでなく「映像の拡散に加担してしまった」といったご本人やその保護者から、対応方法を教えてほしいという相談も目立つ。加害児童の保護者から「子どもとどう向き合えばいいか」という相談もあった。このようなケースでは、保護者と児童本人で困っていることに違いが発生する場合も多いため、保護者と児童本人の両方と面談をしてお話を伺ったり対応を促すこともあった。

特に10代～20代前半で、SNSで「お金を貸してくれる」という募集を見てやり取りを始め、身分証や自身の性的な画像を送った後、お金をもらえずブロックされた、といった加害者と容易に繋がることができってしまう“手軽さ”がゆえに被害に遭ってしまう傾向が多く見られる。

「盗撮されたかもしれない」という相談も徐々に増えてきた。撮影罪ができたことで被害実態が報じられることにより「なにか対応できるのではないか」と思い、声を寄せてくれているものと推察される。

今年に入り、ディープフェイク被害に関する相談も寄せられるようになった。現在のディープフェイクポルノは児童でも生成が容易なため、それを学校内で広められており消したいという声も届いた。

セクストーションも含めデジタル性暴力の相談では中学生が急増。小学生も珍しくない状況である。

AV出演被害の傾向として、今までは、性風俗産業に従事したことのない大学生・専門学校生がスカウトされてそこからAVプロダクションに所属し出演に至るケースが多かったが、AV出演被害防止法成立前後からは、性風俗産業にもとより従事しておりその延長線上で出演に至るケースが増えている。特に個人撮影AVの相談が多く寄せられているのが特徴的であった。

出演に至る経緯としてはInstagram等のSNSにモデル募集の広告が載っており、そこから連絡をとりあって撮影に至ったケース、従来のようにスカウトに声かけられて言葉巧みにAVへ出演させるケースなど様々であった。

販売形態・経路に違いはあれど、動画が販売されたあとすぐに身バレすることも少なくない。個人撮影AVはAV法の「1か月・4か月ルール」（契約から撮影まで1か月あけなければならず、撮影から販売まで4か月あけないといけない）を無視して販売されることもあり、撮影から販売までの期間が短いことから、比較的早く相談に繋がる傾向にある。このように、ばっぶすに寄せられた相談内容は非常に多岐にわたり、単一の問題だけでなく、複数の困難が複雑に絡み合った被害の可視化を行った。

今年度は協同の輪を広げるために、生活保護のケースワーカー、無料定額宿泊所の職員、訪問看護師、グループホーム職員、児童養護施設、女性相談センターなど相談者に関わる複数の団体・行政と「支援者間会議」を開催した。会議を通して、それぞれ対象の相談者が今後どうやって生活基盤を築くのか、そのうえでどの団体がどの役割を担うのか、相談者自身が困りごと毎にどこに相談すればいいのかを明確化した。その他にも相談者を支える身近な人との関係調整（親子間調整・恋人間調整）なども行い、相談者を一人にしないための多角的な支援を行った。

また積極的に新しい法律を活用し、AV出演被害・撮影罪等でも警察庁と連携して警視庁・各都道府県警と共に刑事事件化を進めた。今までは「同意なく性的姿態を取られてし

まった」という相談に対して手立てが少なかったが、「撮影罪」が成立し、初期対応で法律を案内したことで警察へ繋がったケースもあった。法律の活用に加えて、新しい仕組みである「STOPNCII」「TakeItDown」も併せて案内している。「STOPNCII」とは、メタ社と非営利基金 SWGfL が共同開発したプラットフォームで、主要 SNS を含む協力企業のサイト上での同意のない性的映像の拡散を防止するもので、「TakeItDown」は、同様のプラットフォームで 18 歳未満の児童に映像が対象である。

激増する相談件数に対してスタッフの人員が追い付いておらず、昨年に引き続きいかにして相談に向き合う時間を確保していくのかをチームで勘案し対処していく。

削除要請チーム 事業報告

2024 年度の削除要請件数は 15,741 件で、内訳は削除済「9,859 件」(62%)、一部削除「422 件」(2%)、現存「5,163 件」(32%)、保留「292 件」(18%) 継続中は「5 件」(0%) であった。全体で 151 名の削除要請を行った。

今年度の特徴として、検索エンジンの画像検索やワード検索で引っかからないかたちでの拡散が目立ったことが挙げられる。それにより従来の検索方法に加えて、新着動画を目視で確認するなどの方法を行う必要があり、サイト巡回に時間を割くことが増えた。

サイト巡回をすることにより、芋づる式に他の相談者の拡散も発見することができ、その結果削除要請件数の増加に繋がった。巡回中に明らかに幼い子供の児童ポルノと遭遇することもあり、その都度 INHOPE でそのサイトの ISP の国に通報を行っている。

今年度は、Cloudflare のプロジェクト Galileo の参加をきっかけに Cloudflare の abuse チームとミーティングが実現した。Cloudflare がサービスを提供しているサイトの中には削除要請に応じないサイトが多数あるため、対策を求め現在もミーティングを重ねている。前年度の目標達成のため、日々削除要請を送り続け、相談チームとの連携も迅速に行い、通知文や通報先を増やしている。

性的画像記録の拡散が凄まじい上に削除に応じないサイトの存在が乱立していることは、削除要請チームにとっての大きな課題である。削除要請を途切れなく続けていくことはもちろんのこと、プロバイダーなどにコンタクトを取り対応を求めていく。

膨大で過酷な削除要請の業務に対応するため、AI 技術を活用した画像検出の試みを始めている。2024 年度は顔識別モデルの精度向上に取り組み、その結果精度が 69%から 92%に向上した(下記表参照)。モデルの精度が上がったことにより、キーワード検索で画像の絞り

込みをする必要がなくなり、画像だけの検索が可能になったと考える。次年度はできるだけ多くの性的画像を収集できるクローラーの開発を行う。キーワードを使用せず顔画像のみで当該画像を探し出すシステムの構築を目指す。

(ぱっぷす AI モデル)

Version	顔検出	顔識別	学習画像	精度
0.1 (23/6)	TensorflowFaceDetector	CNN13 層	相談者	未測定
0.2 (23/10)	RetinaFace	CNN19 層	相談者	69%
0.3 (24/12)	RetinaFace	CNN449 層 (FaceNet) + 距離学習	CASIA-WebFace + 相談者	92%

アウトリーチチーム 事業報告

路上アウトリーチ 東京都内の繁華街において週 2 回のアウトリーチを計 106 回実施し、対象者の声掛け人数は 3,024 人であった。今年度は前年度より増して、全国から中高生世代と思われる対象者が都内繁華街で多く見受けられた。アウトリーチを継続的に行うことにより、対象者と顔が見える関係性を築くことができるため、路上で今本人が困っていることについての話を聴かせてもらう時間もあった。新型コロナウイルスによる渡航制限が完全撤廃と円安の影響により、海外からの観光客が増加したことにより、対象者ではないが道に迷う観光客やホストクラブの勧誘である「キャッチ」に声をかけられ戸惑う場面に遭遇した際は適宜介入した。今年度は区職員とも連携し、場所を変えて路上アウトリーチを実施したこともあった。繁華街に比べ、声かけ対象者の方は多くはないものの受け取り率は高く、アウトリーチを通して相談先の周知を行う必要性を感じた。

今年度の配布物に関しては前年度と同じように声かけ対象者のニーズに合わせ柔軟に渡し、相談カードと共に配布。新しい取り組みとしては、Amazon ほしいものリストを活用し、より季節に合わせた配布物を対象者の手元へ届けられるように工夫した。

アウトリーチチーム（オンライン） 事業報告

オンラインアウトリーチは週2回ほど、X(旧 Twitter) とその他 SNS 等へのアウトリーチ、情報提供を行った。X (旧 Twitter) で 1042 回、その他 SNS 等への情報提供の投稿件数 137 回を行った。

ヤフー知恵袋では、前年度に引き続きセクストーション、性的な写真を知人に送ってしまったというような相談の投稿が多く見られた。また、前年度同様、過去の AV 出演に関して動画を消したい・販売停止にしたいという相談も頻繁に見られた。X (旧 Twitter) では、特にひつじカフェが都内繁華街に存在することを意識し、直接支援に繋がられる可能性を考慮し、都内での「パパ活」関連の投稿を中心にメッセージを送った。

引き続き、送信するメッセージは若年女性層に届きやすいような工夫を常に考え、変更点を反映するようにしている。

上記に加えて、今年度は X や Tiktok 上で性的搾取加害行為を行っていることが確認できるアカウントの積極的な通報を行った。特に Tiktok とは、運営チームとのミーティングを通じて、オンラインアウトリーチの状況等を共有した。

ひつじカフェチーム 事業報告

2024 年度ひつじカフェ利用者は 2,246 名（4 月 1 日～3 月 31 日まで）だった。

今年度は、10 代の方の利用が増加し、中学生～22 歳頃までの利用者がメインになるなどカフェの利用者層の変化が顕著に表れた。2～3 年前から関わってきた利用者もいるが、現在は昨年度末から来所しはじめた新規利用者が多い。中には舞伎町を一度離れたが、再度戻ってきたという利用者もいる。警察の取り締まりにより、外に立つことができない状況もあり、1 日のひつじカフェの利用者数も 20 名程に増加している。

ひつじカフェの利用をきっかけに相談に繋がるケースは多くはないが、OD や自傷の対応、病院同行支援、ハウスに宿泊後に生活支援に繋がるケースなどがあった。そもそも他人との長期的な関係構築や待ち合わせ時間等の約束を守ることが本人にとって難しく、必要な支援に繋げることができないといった背景がある。

ひつじカフェは利用者の日頃の不満や不安、過去のトラウマ等を話す場所にもなっている。それらを話す事で利用者のそれぞれの根本的な課題が解決される訳ではないが、ひつじカフェは「自分の気持ちを素直に話してもいい場所」「信頼できる大人がいる場所」としての

役割を担っている。また今日の前にある問題をスタッフに話す事で自分自身を満足させているようにも見受けられた。

利用者の多くは先の未来、1週間後、1か月後、1年後を思い描くことが困難で行き当たりばったりであり、文字通り「その日1日」を生きている。そのように生きることで、自分を試しているのか、どこまで自分はやれるのかという一種の自虐的行為でもあり、そういういった自分自身と闘う日々を過ごしているようにも見える。

レクリエーション企画として、今年度は桜まつり、ハロウィンパーティー、クリスマスパーティーなどを行い利用者同士の交流の機会を増やすことができた。また昨年度から引き続き、東京都の女性相談支援センターとの連携の一環として、月に一度のメンケア講座を開催。日頃意識できていない呼吸法、不安を取り除くための対処法やマッサージ、王冠作り、ハロウィンのマスク作り、キャンディーレイ作りなど利用者が少しでも興味を持てるような内容の講座が提供された。1月には「ハームリダクション」に関する研修を実施。特に、依存や自傷などを抱える利用者との関わり方について学びを深める機会となり、今後の支援方針や対応の幅を広げる重要な研修となった。今後も継続して連携を図りたいと考えている。

ひつじハウスチーム 事業報告

アウトリーチや相談支援を通じて出会った若年女性のうち、宿泊先のない方を対象に、次の支援や宿泊先へつなぐまでの一時的な居場所として、短期36人・長期9人の計45人、合計556泊が利用した。

今年度のハウス利用者層とハウスの利用の仕方については、いくつかに分類できる。

①アウトリーチから繋がった方、②ひつじカフェから宿泊につながった方、③他団体などから繋がった方、が挙げられる。

利用内容の特徴については、アウトリーチから繋がった方は、今後の生活について担当相談員と面談を重ねながら次の行先を決めていくために、長期（最大2ヶ月）滞在になる場合が多い傾向にある。それ以外では、自ら次の居住先を見つけて移動されていくため、数週間で退居となっている。

ひつじカフェから宿泊に繋がった方では、それまでのストレスフルな状況下での不安や体調不良が限界に達し、取りあえず休養しながら、今後の過ごし方について考えていくということを目的としたハウスの利用が多かった。利用期間は、数週間の場合も長期になる場合もあった。宿泊者1名については連携先の役所の対応がスローであったため、滞在期限を超え

での宿泊が続いた。

他団体からの宿泊希望によって、ハウス利用に繋がった場合については、ぱっぷすの担当者が付いて他団体と連携していくケースもあれば、宿泊場所として提供し、他団体の支援者のみに関わる場合もあった。他方、他団体からの宿泊者1名については、新たにぱっぷすの担当者が付き長期（最大2ヶ月）支援を行った。

その他としては、OD後1泊のみの利用や、安心出来る宿泊所がなく数日間利用された方が、新規とリピーターでそれぞれ複数名あった。

運営の工夫としては、ハウスの利用者が同時に複数名いて、互いの相性が合わずに宿泊が困難になってしまう場合には、空いていた個室に1名を移動するなどの対応をした。その他、長期滞在者と一緒買い物に出かける機会を増やしたり、調理が好きな方には好きなものを自分で料理してもらったりした。

前回の課題は、①突発的な出来事に対処する臨機応変な体制 ②滞在中のレクリエーションの拡充、であった。

ハウスでは、突然の入所、帰所時間の遅延、連絡なしの外泊が生じることがあるが、極めて臨機応変に対応している。深夜の駅迄のお迎えと受入れ、0時を過ぎての利用者帰所待機などの体制を継続している。②については、利用者の興味・関心に応じたレクリエーションを積極的に企画し行った。またクリスマスや誕生日等の行事を利用してイベントを行い、食事も工夫をした。

政策提言チーム 事業報告

ぱっぷすでは、人身売買防止ネットワーク（JNATIP）、刑法改正市民プロジェクト、生成AIとCSAMに関するワーキンググループに参加している。2024年度もネットワークを活用しながら、立法府に対して政策提言を行ってきた。

1. 児童ポルノ根絶に向けた法整備のハードル

2023年度に「性的姿態等撮影罪」や「性的グルーミング罪」が施行されたことで、2024年度は児童の性的被害に関する一定の法的対処が進展した。しかし、①児童自身の自慰行為などを撮影した映像、②更衣室での盗撮映像で性器等が殊更に強調されていない場合、③被害児童本人がと申告しても顔が一部隠れていたり、照明や画像加工によって外見の印象が変わっていたりする場合、「被本人であると客観的に証明できない」とされ、現行の児童ポル

ノ禁止法に抵触しない重大な法の抜け穴が残されている。今後は、こうした事案にも対応できる包括的な立法整備が急務であるため、訴えてきた。

さらに、ハイティーンの児童は見た目が成人と変わらないことも多く、サイト運営側やインターネット・ホットライン・センター側が「児童ポルノに該当しない可能性がある」として削除や立件を保留・回避する傾向がある。その結果、未成年であるにもかかわらず被害が放置され、長期化するという問題が起きている。

国際社会では、「児童ポルノ」という用語に代えて「CSAM (Child Sexual Abuse Material : 児童性虐待資料)」を用いる流れが定着しつつある。これは、児童に対する性的虐待の記録という本質を明確に示す再定義であり、2001年の「サイバー犯罪条約」や2022年の第二追加議定書では、バーチャルな児童ポルノも規制対象に含まれている。

一方、日本では「創作文化の保護」を理由に、国際的なCSAM規制条項への留保を表明し、CSAMの定義を実在の児童に限定して運用している。この対応に対しては、国際人権団体や国連子どもの権利委員会からも懸念の声が上がっており、2019年には日本政府に対して、表現の自由と児童の権利保護のバランスを見直すよう勧告が出されたが、業界団体の強い反発もあり実現が困難な状況が続いている。下記のような生成系AIによる児童ポルノも野放しの状態に陥っている。

2. 生成AIによる新たな性被害への対応

2024年には、ディープフェイクと呼ばれるAI生成のポルノ被害が深刻化し、ぱっぷすにも相談が寄せられるようになった。これらは、本人の顔を無断でポルノ映像に合成したものであり、明白なデジタル性暴力である。特にSNSなどを通じて広範囲に拡散されることで、被害者は強い恐怖や精神的不調を訴えている。金銭セクストーション被害にも使われ始めている。

ぱっぷすは相談支援の立場から、生成AIとCSAMに関するワーキンググループに参画し、実効的な救済と規制の必要性を訴えてきた。日本では「創作文化の保護」を理由に規制すべきでないという業界団体の強い抵抗があり、実在する児童を元にAIで生成されたポルノであれば「名誉毀損罪」で対応できるという考え方が主流である。しかし、被害児童の画像を元に生成されたものであるかを同定することは極めて困難であり、わずかでも描写手法を変更すれば実質的に同定は不可能となる。

さらに、現在の児童ポルノ禁止法においても、身体の部位の完全な一致が求められている。

名誉毀損罪の場合も、個人情報と一緒に拡散されなければ同定要件を満たさない。生成系 AI による児童ポルノ被害では、必ずしも個人情報と一緒に拡散されるとは限らないため、名誉毀損罪が使えないという問題がある。また、AI で生成された児童ポルノ被害を名誉毀損で一括して扱うという議論は、性暴力犯罪を傷害罪と同列に扱うのと同じであり、被害の矮小化や加害者の野放しに繋がる。そのため、ぱっぷすでは現行法の限界を訴えてきた。

3. 新手の性的搾取「金銭セクストーション」「裸ローン」と相談支援の対策

【金銭セクストーション（性的脅迫）】

近年、若年男性を対象とした「金銭セクストーション（性的脅迫）」被害が急増している。特に、ハロートーク等の言語交換アプリで知り合った海外女性との Instagram ビデオ通話を通じた被害相談が増加している。典型的な被害の流れは、海外女性から性的な行為をカメラ越しに求められ、応じた後に録画されていたと告げられ、「映像を Instagram のフォロワーに送る」と脅されて、数万円～十数万円の送金を強要されるというものである。支払っても脅迫は止まず、金銭要求が繰り返される。小学生の自殺未遂をきっかけに発覚したケースもあり、深刻な精神的ダメージが確認されている。

ぱっぷすには、2022 年度は 171 名、2023 年度は 642 名、2024 年度は 1822 名（3 月 28 日現在）のセクストーション被害が寄せられており、その多くは金銭の要求を伴うものであった。

日本国内では、若年男性がデジタル性暴力に遭わないという固定観念や正常性バイアスにより見過ごされてきた。そのため、多くの被害者が「自分が悪かった」と思い込み、周囲に相談できず、孤立した末に深刻な事態に至っている。

加害者の多くは外国人であり国外犯である。現在、政府に対しては、金銭セクストーション被害に関する啓発、生徒・保護者・教職員への注意喚起、相談窓口の周知徹底、SNS・アプリ使用におけるリスク教育の強化（特に男子生徒へのアプローチ）を訴えている。

【裸ローン】

こうした相談は決して稀ではなく、特に SNS やマッチングアプリを通じて勧誘される 10 代後半～20 代前半の若年女性を中心に被害が広がっている。「裸ローン」は、いわゆる金融取引の体裁を取りながら、性的画像や動画を人質とした搾取行為であり、明確なデジタル性暴力である。

加害者は「審査なし・即日融資」とうたって接近し、身分証明書とともに裸の写真や動画を送ればお金を貸すという。被害者は生活困窮や孤立の中で「仕方なく」応じてしまい、その後、高額な利息や追加の性的画像・動画の提出を強要される。お金を返済しても、さらに性的な画像や動画を求め、「SNSで拡散する」と脅したり、「実際に会って性行為を求め、それを撮影してさらに脅す」などの事例が確認されている。SNSで販売されたケースもある。

現在は、貸金業法・リベンジポルノ防止法・脅迫罪などを組み合わせて対応しているにすぎず、実態に即した包括的な保護は不十分であり、加害者の摘発や処罰も難しい。こうした性的搾取を伴うデジタル性暴力は、従来の性暴力とは異なる技術的・心理的特性を持つため、専門的対応が求められる。そのため、デジタル性暴力に特化したワンストップ支援センターの全国設置が必要であると訴えてきた。

4. SNS上のアダルト広告・アルゴリズムへの対策

近年、Twitter（現X）やInstagramなどのSNSプラットフォームにおいて、性的な画像・動画がアルゴリズムによって自動的に若年層へ表示される事例が急増している。特に利用者が10代や20代前半であるにもかかわらず、「おすすめ」や「関連投稿」として過激な性表現、出会い系サービス、性風俗関連特殊営業の紹介・売春の斡旋、ホストクラブの勧誘などが表示されている。

これらの広告や投稿は、アルゴリズムによりエンゲージメントが高いものほど優先的に表示される仕組みで拡散されやすく、児童・若年層に対して「性で注目を集めることが正しい」「性的に見られることが価値である」といった誤った認識を植え付ける温床になっている。また、中には個人のリベンジポルノや無断転載、違法動画への誘導など、二次被害を引き起こす重大なリスクも含まれている。

日本ではSNSプラットフォームに対する包括的な法的規制が遅れており、年齢認証の不備、通報後の対応の遅れ、広告審査の形骸化が問題となっている。特に広告表現に関しては、プラットフォームの自主的な対応に任されている状況である。

ぱっぷすでは、こうしたSNSの構造的問題に対してプラットフォーム企業への是正要請とともに、立法府に対してアルゴリズムによるコンテンツ表示の透明性、性的広告の表示制限、違法・有害業務の紹介や斡旋に対する罰則化など、法的整備を求めている。あわせて、「青少年インターネット環境整備法」の見直しなど、青少年保護に関する法制度のアップデートも必要と考えている。

子どもや若年層が安心してインターネットを利用できる環境を整えるためには、民間・行政・プラットフォーム事業者との連携と対策が不可欠である。

5. 性的搾取の構造と若年層への影響への対策

ぱっぷすの現場では、児童の性を対象とするビジネスモデルが社会に根付いている実態が確認されている。ロリ顔や童顔が称賛される風潮の中で、「幼ければ幼いほど価値がある」というメッセージが若者に刷り込まれ、年齢を重ねることへの不安や恐怖が蔓延している。その結果、「もっと若く、もっと可愛く」と自らを追い詰める若年層が後を絶たない。

こうした文化は、児童を性的対象として正当化する土壌を形成しており、根本的な社会構造の見直しが求められている。

6. 東京都議会との連携による若年層支援の進展

現在、SNS を使って友人のふりをして接近し、友達になりすまし、性的な画像を送らせてからそれを元に脅すといった「性的グルーミング」が、ウェブ広告を入り口として行われている。性的搾取の中心地でもある新宿・歌舞伎町では、スカウトやキャッチが SNS を駆使して性的に搾取する実態が顕著となっている。

ぱっぷすでは、こうした状況を受けて 2023 年から「深夜も開所し補導されないセーフゾーン」の設置、「ホストクラブ商法への規制強化」、「性的搾取を助長するアドトラックの規制」などを含む政策提言を行ってきた。

アドトラックとは、広告を掲示した大型トラックが市街地を走行するものであり、特に深夜帯にホストクラブ商法や性風俗関連特殊営業の過激な広告を流すことで、未成年者を含む若年層に性的イメージを刷り込む手段として利用されてきた。光や音を伴うアドトラックが街頭に流れることにより、性の商品化が公共空間で常態化し、性的搾取ビジネスへの誘導が行われている。

このような背景から、2024 年 6 月に東京都ではアドトラックを規制する新たな条例が施行された。条例では一定の区域内での走行を制限し、違反した場合には行政指導や罰則が科される仕組みが導入されている。しかし取り締まりが行われておらず、2025 年 3 月時点では規制前の状態に戻りつつある。

被害者をサポートし続けることで、加害者の動向や手口を把握し、社会に可視化することが

できる。日々寄せられる相談からは、加害行為がどのように始まり、どのような方法で繰り返され、エスカレートしていくのかといった具体的な情報が得られる。こうした情報は警察や行政が把握していない最新の情報でもあり、被害防止や法整備に不可欠な実態データである。また、加害者の心理、悪用されるコンテンツやプラットフォーム、被害者がどの段階で気づき、支援を求めるといった情報も支援を通じて初めて明らかになる。加害者の手口を公表することは、新たな加害の未然予防だけでなく、被害の未然予防にもつながる。

7. 「AV 出演被害防止救済法」を守り育てる

2022年に施行された「AV 出演被害防止・救済法」は、AV 出演者の権利を守り、万が一被害に遭った場合に救済を可能にする、日本の民法上でも最も強力な保護を実現する法律である。この法律は、出演者が撮影後であっても契約を取り消せる「後から取り消せる権利」を中核とし、AV 業界における強要や同意なき出演といった被害を防ぐ大きな一歩となった。

しかし、その一方で AV 業界の一部からは強い反発の声が上がっている。「表現の自由が制限される」「業界全体が萎縮する」といった批判に加えて、出演契約における「撮影禁止期間」や「公表禁止期間」の短縮・撤廃、法律の根幹である「契約の取消権」の見直し、「今はクリーンな業界だから、過剰な法規制は不要」とするキャンペーンなどの動きがある。これらは、AV 出演被害を防止し、被害に遭った際に救済できる法の本質を揺るがすものであり、被害者の声を封じる結果にもつながりかねない。

実際には、ぱっぷすの相談窓口には「クリーン化された」とされる現場からの被害相談が、現在も数多く寄せられている。

さらに、SNS などを通じて「職業差別」「過剰な規制」といった言葉が拡散されることで、世論が被害の実態を見失い、「問題はすでに解決済み」といった誤解が生じる状況も発生している。その結果、被害者が声をあげづらくなる空気が社会に広がっている。

法の理念である「性暴力の再定義と予防、そして被害者の救済」を守るためには、制度を支える実効性のある仕組みと、現場の声の可視化が欠かせない。被害の矮小化や「自己責任論」によって制度が後退すれば、声をあげる勇気を持った人たちの権利が再び踏みにじられてしまう。

ぱっぷすでは、今後も被害当事者の声を社会に届け、制度の形骸化を防ぎながら、より実効性ある仕組みづくりに向けて政策提言・啓発・ロビー活動を継続していく。

8. 売春防止法の見直しと買春規制の必要性

現行の売春防止法では、性を売った女性だけが処罰され、買った男性には一切罰則がないという極めて不公平な状況が続いている。歌舞伎町などでは、ホストクラブ商法の影響もあり、さまざまな依存を抱え、経済的・精神的に追い詰められた女性たちが性を売らざるを得ない状況に追い込まれている。

本来、性を買った側こそが処罰の対象となるべきであり、性を売らざるを得なかった人々は保護と支援の対象とされるべきである。

ばっぷすでは、売春防止法を「売春・買春防止法」へと改正し、買春者にも罰則を課すべきだと提案している。具体的には、買春行為の勧誘や持ちかけに対して、罰金や懲役といった刑事罰を科す制度設計が求められている。

このような法整備によって、性感染症の拡大や精神的被害、就労機会の喪失、望まない妊娠、貧困の連鎖といった社会的コストを抑制することが可能となる。さらに、性的搾取とそれを支える暴力団や犯罪組織との関係を断ち切ることができ、女性や若年層が人権侵害や社会的差別から解放される環境の実現にもつながる。

9. 収益化される女性蔑視（マネタイジング・ミソジニー）

ばっぷすの活動を通じて、女性蔑視（ミソジニー）が経済的利益と結びつき、システムとして社会に組み込まれている実態が明らかになった。私たちはこの構造を「マネタイジング・ミソジニー」と呼んでいる。AV、リベンジポルノ、児童ポルノなどのコンテンツが利益を生み出す市場として成立することで、「女性は性欲の対象である」という観念が強化され、性的搾取的なビジネスが拡大している。

さらに、女性支援団体に対する誹謗中傷やヘイト動画がYouTube等で収益化されている事例も確認されている。

このように収益化された女性蔑視が広がることで、ネット空間では、男性が女性を蔑視・攻撃し、女性は男性を避け、関係を拒否するようになる。この結果、単に男女の対立が深まるだけでなく、恋愛・結婚・出産など社会の基盤が破壊されていると考えられる。恋愛やパートナーシップが成立しにくくなり、結果として出生率の低下、孤立の増加、少子化の進行といった深刻な社会問題につながっている。

今後は、こうした収益モデルに歯止めをかける制度整備が急務である。

10. 訴訟による妨害と支援活動への影響

東京都の「若年被害女性等支援事業」を受託し活動を続ける中で、ぱっぷすは2021年度以降、インフルエンサー等から事実無根の攻撃を受け、住民監査請求や住民訴訟が繰り返し行われている。これらは毎回、東京都の調査で「問題なし」と確認されているが、現在も訴訟が継続中であり、ぱっぷすは補助参加人として対応を続けている。

このような法的手段を使った嫌がらせは、現場の支援活動に直接的な影響を及ぼし、人的・時間的リソースを圧迫している。公益的な活動が不当な攻撃にさらされないよう、制度面での保護と支援が求められている。

組織課題への対応

2024年度は、団体全体の持続可能な体制構築と、急増する相談件数・削除要請件数への対応強化を主軸として活動を行った。

年間を通して最も大きな課題となったのは、急増するデジタル性暴力や性的搾取に関する相談件数への対応であった。2024年度の新規相談件数は3,200件を超え、支援体制の限界が明らかとなるなか、スタッフへの精神的負担が深刻化した。これに対して、全体ミーティングやチーム会議を通じた情報共有・課題の可視化を継続し、先順位付けと意思決定を迅速に行う仕組みの強化を図った。

また、「スタッフの二次被害」の深刻化を受け、相談や削除要請にあたるスタッフの心理的負担軽減を目的とした休憩制度の見直しを行った。特に、削除業務においてはAIを用いた画像探索の導入が進み、人力での閲覧機会を削減することで、精神的なストレスの緩和と業務効率化を同時に実現した。

一方で、予算・人材不足であることや、デジタル性暴力の領域に特化した専門家（心理ケア、法律、AI技術者）の確保の困難さなど、根本的な課題は継続している。これらの中長期的に改善するため、専門的な支援体制の人材確保や育成についても課題整理を進めた。

外部環境の面では、「デジタル性暴力」に対する公的支援制度・予算が不在であるという構造的課題が、人的・財政的リソースのひっ迫に直結。性的搾取コンテンツ産業の利権構造、業界による矮小化の動き、ネット上の女性蔑視コンテンツの収益構造、さらには訴訟リスクなど、多面的な社会的障壁と対峙しながらの1年であった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款に記載された事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(円)
AV や性産業に取り込まれた人などへの相談支援事業	1. 相談支援事業 (性的搾取・デジタル性暴力)	365日24時間対応	相談者が相談しやすい場所・弁護士事務所等	常勤5名・非常勤6名・フリーランス6名	性的搾取・デジタル性被害を受け困っている方	4,071人	11,000,000
	4 自立支援(主訴の解決・孤独・依存からの回復)	通年				70人	8,100,000
	2 性的画像記録の削除要請事業	通年	--	常勤1名 非常勤3名	当団体に相談を寄せられた方	15,741件	3,000,000
	3 性的画像記録の削除要請システム開発事業	通年	--	非常勤1名			2,410,000
人権侵害や性暴力にあいやすい知的等障害を持った人への支援事業	性暴力や性犯罪に巻き込まれやすい障害を持った人へのアプローチや支援を行う	随時	夜間路上・オンラインによるアウトリーチ活動	常勤2名・非常勤6名	生きづらさを抱えた若年女性。生活困窮者	3,024人	10,000,000
	居場所支援	随時	東京都内	常勤1名・非常勤5名		2,291人	17,700,000
研修会やシンポジウム開催による社会啓発事業	1. 性被害の現状や課題を伝える・政策提言	随時	メディア対応は随時	3人	性被害にまつわる人権侵害に関心のある人	--	1,500,000
	2. 出前講座の実施	随時	は随時招聘があった毎	3人		約1000人	

	3. 性的搾取を無くすための加害予防教育に関するイベント	随時	ZOOM	4人		約100人	
実践を踏まえた調査・研究事業	相談事業等から見えてきた新たな問題を理論的活動として実践していく	--	当団体事務所等	6人		--	300,000
	活動報告書の作成	--		--			--
特定非営利活動に係る事業計							54,010,000

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(円)
出版物等の書籍・物品販売事業	当団体や当団体の社員が関わって出版した書籍やシンポジウムの報告書等の販売	随時	イベント会場等	0	性的搾取の問題に関心のある方	--	0
ネット・メディアによる広報活動	メルマガ配信	毎月	当団体事務所等	0	国内外	不特定多数	0
	ツイッター配信	随時					
	フェイスブック配信	随時					
	インスタグラム配信	随時					
	多言語配信	随時					
	Google 検索結果	随時					
(2) その他の事業計							0
(1) + (2) 総計							54,010,000

令和6年度 活動計算書

事業報告用

特定非営利活動法人 ぱっぶす

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費		20,000		0	20,000
正会員受取会費	20,000				
賛助会員受取会費	0				
2 受取寄附金		6,541,763		0	6,541,763
受取寄附金	6,541,763				
3 受取助成金等		61,282,420		0	61,282,420
受取民間助成金	15,020,000				
受取補助金	46,262,420				
4 事業収益		3,178,328		0	3,178,328
自主事業収益(講師派遣等)	3,004,458				
書籍販売	173,870				
5 その他の収益		1,500,505		0	1,500,505
受取利息	5,532				
雑収益	1,071,879				
物品寄付	423,094				
経常収益計		72,523,016		0	72,523,016
(B) 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		34,070,110		0	34,070,110
給料手当	28,777,881				
役員報酬	0				
退職給付費用	0				
法定福利費	4,635,032				
通勤費	573,760				
福利厚生費	83,437				
(2) その他経費		19,949,225		0	19,949,225
扶助費	281,325				
食糧費	1,348,229				
設備費	0				
業務委託費	6,121,771				
謝金	653,350				
印刷製本費	99,408				
会議費	144,872				
旅費交通費	510,421				
通信運搬費	1,783,037				
消耗品費	1,945,738				
水道光熱費	1,007,128				
地代家賃	4,689,600				
修繕費	0				
減価償却費	907,400				
保険料	207,478				
諸会費	5,000				
租税公課	47,050				
研修費	133,822				
支払手数料	42,366				
新聞図書費	3,850				
広告宣伝費	10,280				
交際費	0				
雑費	7,100				
事業費計		54,019,335		0	54,019,335
2 管理費					
(1) 人件費		3,272,653		0	3,272,653
役員報酬					
給料手当	2,935,592				
福利厚生費	34,787				
通勤費	302,274				
(2) その他経費		1,149,878		0	1,149,878
業務委託費	803,000				
旅費交通費	3,800				
通信運搬費	0				
会議費	0				
消耗品費	0				
修繕費	0				
諸謝金	0				
諸会費	7,200				
地代家賃	0				
租税公課	189,146				
支払寄付金	0				
支払利息	144,692				
支払手数料	2,040				
広告宣伝費	0				
雑費	0				
管理費計		4,422,531		0	4,422,531
経常費用計		58,441,866		0	58,441,866
当期経常増減額 (A)-(B)・・・①		14,081,150		0	14,081,150
(C) 経常外収益					
	0		0		0
経常外収益計		0		0	0
(D) 経常外費用					
	0		0		0
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 (C)-(D)・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③					
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④		14,081,150		0	14,081,150
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					3,557,179
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					17,568,329

令和6年度 貸借対照表

特定非営利活動法人 ぱっぷす
(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
【A】	資産の部		
1	流動資産		
	現金預金	19,677	
	ゆうちょ銀行(法人)	1,105,518	
	ゆうちょ銀行(法人振替)	5,321,300	
	ゆうちょ銀行(旧口座)	897,136	
	ゆうちょ銀行(旧振替)	4,455,747	
	ゆうちょ銀行(WAM)	6,491	
	みずほ銀行	1,648	
	三菱UFJ銀行	11,090,727	
	前払費用	173,800	
	未収収益	0	
	未収入金	1,051,654	
	仮払金	126,029	
	流動資産合計・・・①		24,249,727
2	固定資産		
	(1)有形固定資産		
	附属設備	1,659,534	
	(2)無形固定資産		
	ソフトウェア	316,667	
	(3)投資その他の資産		
	敷金	990,000	
	固定資産合計・・・②		2,966,201
	【A】資産合計①+②		27,215,928
【B-1】	負債の部		
1	流動負債		
	役員借入金	486,935	
	未払金(クレジットカード)	539,510	
	未払金(その他)	570,912	
	預り金(住民税)	105,900	
	預り金(源泉所得税)	486,042	
	未払消費税等	188,300	
	未払法人税等	70,000	
	長期借入金	7,200,000	
	流動負債合計・・・③		9,647,599
2	固定負債		
	固定負債合計・・・④		0
	負債合計③+④		9,647,599
【B-2】	正味財産の部		
	前期繰越正味財産額		3,557,179
	当期正味財産増減額		14,011,150
	正味財産合計		17,568,329
【B】	負債及び正味財産合計【B-1】+【B-2】		27,215,928

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月2日最終改正
NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物附属設備については定額法によっています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

令和6年度 財産目録

特定非営利活動法人 ぽっぷす

(単位:円)

科	目	金額	小計	合計
【A】	資産の部			
1	流動資産			
	現金預金			
	手元現金	19,677		
	ゆうちょ銀行(法人)	1,105,518		
	ゆうちょ銀行(法人振替)	5,321,300		
	ゆうちょ銀行(旧口座)	897,136		
	ゆうちょ銀行(旧振替)	4,455,747		
	ゆうちょ銀行(WAM)	6,491		
	みずほ銀行	1,648		
	三菱UFJ銀行	11,090,727		
			22,898,244	
	未収金			
	前払費用	173,800		
	仮払金	126,029		
	未収入金	1,051,654		
			1,351,483	
	棚卸資産			
				0
	流動資産合計・・・①			24,249,727
2	固定資産			
	(1)有形固定資産			
	車両運搬具			
				0
	什器備品			
	付属設備等	1,659,534		
			1,659,534	
	(2)無形固定資産			
	ソフトウェア			
	性的画像記録の削除要請システム	316,667		
				316,667
	借地権			
				0
	(3)投資その他の資産			
	敷金			
	事務所	990,000		
				990,000
	長期貸付金			
				0
	固定資産合計・・・②			2,966,201
	【A】資産合計 ①+②			27,215,928
【B-1】	負債の部			
1	流動負債			
	未払金			
	役員借入金	486,935		
	クレジットカード	539,510		
	消費税	188,300		
	法人税	70,000		
	諸口	570,912		
			1,855,657	
	預り金			
	住民税	105,900		
	源泉所得税	486,042		
			591,942	
	前受金			
	受取民間助成金			
				0
	流動負債合計・・・③			2,447,599
2	固定負債			
	長期借入金			
		7,200,000		
	退職給付引当金			
			7,200,000	
				0
	固定負債合計・・・④			7,200,000
	【B-1】負債合計 ③+④			9,647,599
	【B-2】正味財産合計 【A】-【B-1】			17,568,329

令和6年度 年間役員名簿

(前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)

特定非営利活動法人 ぱっぷす

1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)

各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

No.	役名 どちらかに○	(フリガナ) 氏名	前事業年度内の 就任期間	報酬を受けた期間 (該当者のみに記入)
1	○理事・監事	(カナジリカズナ) 金尻 カズナ	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
2	○理事・監事		令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
3	○理事・監事		令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
4	○理事・監事		令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
5	○理事・監事		令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
6	○理事・監事		令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
7	理事・○監事		令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日

社員名簿 (社員のうち10人以上の者の名簿)

令和6年4月30日現在

特定非営利活動法人 ぱっぷす

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		